

兵庫県公報

平成20年9月19日 金曜日 第2015号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|-------------------------------|-----|
| 救急病院の認定（医務課） | 1 |
| 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課） | 1 |
| 土地改良区清算人の退任の届出（同） | 2 |
| 林業種苗生産事業者の登録の失効（林務課） | 2 |
| 保安林の指定予定（豊かな森づくり課） | 3 |
| 公 告 | |
| 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課） | 3 |
| 大規模小売店舗の変更に関する届出（同） | 3 |
| 公安委員会公告 | |
| 芦屋市交通安全特定事業計画の公表 | 4 |

告 示

兵庫県告示第960号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成20年9月19日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称 医療法人朗源会 おおくまりハピリテーション病院
所在地 尼崎市東園田町4丁目23番地の1
認定年月日 平成20年8月6日
認定の有効期限 平成23年8月5日

兵庫県告示第961号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年9月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 神戸市八多土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住 所 |
|-------|-------|--------------------|
| 理事 | 坊 明 良 | 神戸市北区八多町上小名田1673番地 |

2 野山土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住 所 |
|-------|---------|-----------------|
| 理事 | 荻 野 公一郎 | 丹波市春日町野山241番地 1 |
| 同 | 山 本 皖 一 | 同 市春日町野山15番地 |
| 同 | 足 立 正 道 | 同 市春日町野山90番地 |
| 同 | 辻 好 春 | 同 市春日町野山18番地 |
| 同 | 足 立 進 | 同 市春日町野山 9 番地 |
| 監事 | 山 本 廣 司 | 同 市春日町野山88番地 |

| | | |
|-------|---------|-----------------|
| 同 | 山 本 雅 雄 | 同 市春日町野山82番地 |
| 同 | 山 本 恵一郎 | 同 市春日町野山60番地 |
| 就任役員 | | |
| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
| 理 事 | 荻 野 公一郎 | 丹波市春日町野山241番地 1 |
| 同 | 山 本 皖 一 | 同 市春日町野山15番地 |
| 同 | 足 立 正 道 | 同 市春日町野山90番地 |
| 同 | 辻 好 春 | 同 市春日町野山18番地 |
| 同 | 足 立 進 | 同 市春日町野山 9 番地 |
| 監 事 | 山 本 廣 司 | 同 市春日町野山88番地 |
| 同 | 山 本 雅 雄 | 同 市春日町野山82番地 |
| 同 | 山 本 恵一郎 | 同 市春日町野山60番地 |

兵庫県告示第962号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

平成20年 9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

赤松細野土地改良区

| 氏 名 | 住 所 |
|---------|------------------|
| 野 村 正 紀 | 赤穂郡上郡町赤松540番地 |
| 久 保 好 則 | 同 郡同 町細野488番地 |
| 木 田 章 博 | 同 郡同 町赤松363番地の 3 |
| 塚 本 敏 晴 | 同 郡同 町赤松435番地の 2 |
| 築 山 博 茂 | 同 郡同 町赤松292番地 |
| 森 井 徹 男 | 同 郡同 町赤松570番地の 1 |
| 森 井 博 志 | 同 郡同 町赤松671番地の 2 |
| 藤 本 稔 | 同 郡同 町赤松296番地 |
| 久 保 敬 文 | 同 郡同 町細野495番地 |
| 奥 川 邦 男 | 同 郡同 町細野50番地 |
| 辻 正 夫 | 同 郡同 町赤松227番地の 1 |
| 奥 川 晴 彦 | 同 郡同 町細野235番地 |

兵庫県告示第963号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第14条第1項の規定により、次の林業種苗生産事業者の登録は、その者が生産事業を廃止したので失効した。

平成20年 9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 登録番号 | 生産事業者の氏名 又は名称及び住所 | 生産事業の内容 | | | | 事業所の名称 及び所在地 |
|------|----------------------------|---------|-----|-----------|-------------------|-------------------------|
| | | 種 穂 | | 苗 木 | | |
| | | 採 取 | 精 選 | 幼苗の 養成 | 幼苗以 外の苗 木養成 | |
| 和203 | 川 田 義 明 養父市八鹿町石原873 - 5 | | | | | 生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ |
| 和205 | 山 下 董 同 市八鹿町小佐1261 | | | | | 同 |

兵庫県告示第964号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成20年 9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
淡路市野田尾字婦登小谷416の1、字深谷433の1、字中山1428、1429、1436、1487
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年 9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
相生市緑ヶ丘一丁目1256番298、1256番540の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市揖保川町山津屋17番地の1
有限会社人和 代表取締役 金 海 誠 一
- 3 許可年月日及び許可番号
平成20年 8月18日
兵庫県指令西播(建)第1-17-4号(19相生)

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年 9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フラワータウンショッピングセンター
所在地 三田市弥生が丘一丁目1番地の1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| | | |
|--------------------|---------|-----------------|
| 名称 | 代表者の氏名 | 住所 |
| 株式会社北摂コミュニティ開発センター | 渡 邊 勝 幸 | 三田市弥生が丘一丁目2番地の1 |

株式会社サンフラワー 内 田 治 良 三田市弥生が丘一丁目1番2

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

ア 変更前

| | |
|--------------------|---------|
| 名称 | 代表者の氏名 |
| 株式会社北摂コミュニティ開発センター | 高 津 幹 男 |
| 株式会社サンフラワー | 内 田 治 良 |

イ 変更後

| | |
|--------------------|---------|
| 名称 | 代表者の氏名 |
| 株式会社北摂コミュニティ開発センター | 渡 邊 勝 幸 |
| 株式会社サンフラワー | 内 田 治 良 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| | | |
|----------|---------|--------------------|
| 名称 | 代表者の氏名 | 住所 |
| 株式会社ダイエー | 高 木 邦 夫 | 神戸市中央区港島中町四丁目1 - 1 |
| 株式会社マルシゲ | 山 田 弘 | 大阪市旭区高殿七丁目19 - 3 |
| 株式会社サンリオ | 辻 信太郎 | 東京都品川区大崎一丁目6 - 1 |

外25者

イ 変更後

| | | |
|------------|---------|---------------------|
| 名称 | 代表者の氏名 | 住所 |
| 株式会社ダイエー | 西 見 徹 | 神戸市中央区港島中町四丁目1 - 1 |
| 株式会社マルシゲ | 山 田 弘 | 大阪市中央区城見二丁目1 - 61 |
| 兵庫六甲農業協同組合 | 中 尾 重 保 | 神戸市北区有野中町二丁目12 - 13 |

外27者

4 変更年月日

3の(1)：平成16年6月25日
 3の(2)：平成20年4月30日ほか

5 届出年月日

平成20年8月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年9月19日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成21年1月19日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

公 安 委 員 会 公 告

芦屋市交通安全特定事業計画の公表

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条に基づいて「芦屋市交通安全特定事業計画」を定めたので以下のとおり公表する。

平成20年9月19日

兵庫県公安委員会
 委員長 小 倉 修 悟

芦屋市交通安全特定事業計画

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条「基本方針」及び第

36条「交通安全特定事業の実施」の規定に基づき、また、芦屋市交通バリアフリー基本構想に即して、「芦屋市交通安全特定事業計画」を下記のとおり定める。

記

- 1 交通安全施設整備事業
 - 阪神芦屋駅及び芦屋市役所周辺重点整備地区 別紙のとおり
- 2 交通指導取締り等
 - (1) 実施区間
 - 重点整備地区内生活関連経路上
 - (2) 事業内容
 - ア 横断歩道上、バス停留所付近等における違法駐車車両の指導取締り
 - イ 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上等における違法駐車車両（自動二輪車等）の指導取締り
 - ウ 違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動
 - (3) 実施予定期間
 - 平成20年度から平成22年度まで
- 3 交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - (1) 高齢者、障害者等からの意見の聴取
 - 阪神芦屋駅、芦屋市役所及び芦屋市民センターを利用する高齢者・障害者、地元の住民、学識経験者、高齢者・福祉関連団体の代表者、その他の道路利用者等による現場説明会を開催して意見を聴取する。
 - (2) 関係機関との連携強化
 - ア 芦屋市交通バリアフリー推進連絡会と緊密に連携し、相互の事業の進捗状況を確認、意見交換を行うなど、定期的に事業の検討及び点検を行う。
 - イ 芦屋市と協力し、バリアフリーマップを作成し、配布する。
 - (3) 周辺の交通規制等との整合性の確保
 - 周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の導線を調査し、必要により信号機、横断歩道の移設等を検討する。
 - また、交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるよう、周辺道路へ与える影響を常に調査し、必要な周辺の交通規制の見直しを実施する。
 - (4) 効果的な広報啓発活動の推進
 - 違法駐車取締り、広報啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業の実施に当たっては、市、関係機関、団体等と連携して、重点的かつ計画的に実施する。

別紙

阪神芦屋駅及び芦屋市役所周辺重点整備地区

| | | | |
|--------|---|------|------|
| 実施路線 | 県道奥山精道線 | 対図番号 | 1 |
| 実施区間 | 芦屋市役所前から芦屋警察署前交差点まで | 延長 | 200m |
| 実施事業内容 | 既設押しボタン信号機への音響式歩行者誘導装置 又は視覚障害者用付加装置の整備及びLED化 | | 1基 |
| 実施予定期間 | 平成20年度から平成22年度まで | | |

| | | | |
|--------|----------------------------|------|------|
| 実施路線 | 市道216号線 | 対図番号 | 2 |
| 実施区間 | 阪神芦屋駅から芦屋市民センター前まで | 延長 | 500m |
| 実施事業内容 | 既設信号機への視覚障害者用付加装置の整備及びLED化 | | 1基 |
| 実施予定期間 | 平成20年度から平成22年度まで | | |

| | | | |
|------|---------|------|---|
| 実施路線 | 市道210号線 | 対図番号 | 3 |
|------|---------|------|---|

| | | | |
|--------|------------------|----|------|
| 実施区間 | 本通南詰交差点から福祉会館前まで | 延長 | 430m |
| 実施事業内容 | 福祉会館前への横断歩道新設 | | 1本 |
| 実施予定期間 | 平成20年度から平成22年度まで | | |

| | | | |
|--------|----------------------------|------|------|
| 実施路線 | 市道338 - 1号線 | 対図番号 | 4 |
| 実施区間 | 公光橋東詰交差点から三八通南交差点まで | 延長 | 350m |
| 実施事業内容 | 既設信号機への視覚障害者用付加装置の整備及びLED化 | | 1基 |
| 実施予定期間 | 平成20年度から平成22年度まで | | |

| | | | |
|--------|------------------------------|------|------|
| 実施路線 | 市道196号線 | 対図番号 | 5 |
| 実施区間 | 三八通南交差点から三八通北交差点まで | 延長 | 300m |
| 実施事業内容 | 既設信号機への歩行者用灯器の増設（LED）に伴う定数延長 | | 1基 |
| | 横断歩道の更新 | | 1本 |
| 実施予定期間 | 平成20年度から平成22年度まで | | |

| | | | |
|--------|------------------------------|------|------|
| 実施路線 | 市道338 - 1号線 | 対図番号 | 6 |
| 実施区間 | 青少年センター前交差点から公光橋東詰交差点まで | 延長 | 210m |
| 実施事業内容 | 既設信号機の歩車分離化及びLED化の整備 | | 1基 |
| | 既設信号機への視覚障害者用付加装置の整備及びLED化 | | 1基 |
| | 既設信号機への歩行者用灯器の増設（LED）に伴う定数延長 | | 1基 |
| | 自転車横断帯の新設 | | 4本 |
| | 横断歩道の更新 | | 1本 |
| 実施予定期間 | 平成20年度から平成22年度まで | | |

| | | | |
|--------|-----------------------|------|------|
| 実施路線 | 市道229号線 | 対図番号 | 7 |
| 実施区間 | 芦屋郵便局前から青少年センター前交差点まで | 延長 | 270m |
| 実施事業内容 | 既設大型標識の更新 | | 5本 |
| | 横断歩道の更新 | | 2本 |
| 実施予定期間 | 平成20年度から平成22年度まで | | |

阪神芦屋駅及び芦屋市役所周辺重点整備地区

